

令和3年度 公立大学法人国際教養大学の業務運営に関する計画

I 教育研究に関する目標を達成するための措置

1 教育の充実

(1) 国際教養教育の充実

- ① これまで実施した海外大学への視察・調査の結果を踏まえた新カリキュラム及び新たな教育手法「応用国際教養教育（A I L A）」の運用を開始し、新カリキュラムタスクフォースにおいて、進捗状況を確認しながら、運用上の課題等について議論・検証する。
- ② 新カリキュラムの体系的な教育課程を実現するため、新カリキュラムタスクフォース及び各領域での議論を踏まえて年間開講科目を編成するほか、招聘講義及び学外フィールド調査の強化を図る。
- ③ 授業やカリキュラムの改善に役立てるため、TOEFL®TESTやCLA+（※1）等の能力試験や教学調査（※2）を実施するほか、プログラム・領域毎にルーブリック（※3）などを用いて学修到達度の検証を行う。また、効果測定ツールBEVI（※4）による留学効果の検証を図るべくデータの収集を継続する。
- ④ 留学時修得単位に係る柔軟な認定制度及び専門分野の深い知見を修得させるための科目構成の整備を、新カリキュラムにおいて引き続き実施する。
- ⑤ 理系の汎用的な学術基礎教育（※5）を充実させるため、新カリキュラムタスクフォースが中心となり、自然科学分野等の科目の強化を図る。
- ⑥ 国際通用性のあるマーケティングやファイナンス等の実践的なビジネス系科目を提供する。
- ⑦ 情報関連科目をより充実させるほか、オンライン教材を用いた反転授業（※6）や、海外大学とのオンライン協働授業を実施するなど、ICT（※7）を活用した取組を進める。また、昨年度のオンライン授業で培った経験を活かし、恒常的にICTを活用した教育の提供について検討を継続する。
- ⑧ 適宜科目内容の見直しを行いながら、魅力的な日本研究科目の提供に努める。また、ワンアジア財団助成金による寄附講座を開講し、東アジア分野の強化を図る。
- ⑨ 新カリキュラムで展開する新たな領域の情報系、自然科学系の科目を段階的に開講するため、年間開講科目計画の調整を行う。

(2) 留学生に対する教育の充実

- ① 留学生にプレースメントテスト（クラス分けテスト）を受験させ、レベルに応じた日本語科目を提供する。
- ② 日本研究科目及び東アジア関係科目を提供するとともに、海外大学との連携による課題解決型学習（PBL）（※8）科目におけるフィールドワークなどを通じて、留学生が日本や秋田への理解を深める機会を提供する。
- ③ 留学生がオンラインでも参加可能な地域のイベント等の情報提供を積極的に行う。留学生の受入が可能となった場合には、秋田地域留学生等交流推進会議が実施する農家民泊に派遣するなどして、日本文化に関する学修機会を広げられるように努める。
- ④ 既に拡充を図った日本研究科目を継続開講するほか、日本研究科目などについて

でのパートナーズプログラム（※9）を引き続き開講するとともに、プログラムの内容を更に向上させるべく提携校との協議を継続する。なお、パートナーズプログラムについては、世界のトップレベル校の学生の参加を募り、質の向上を図る。

（3）専門職大学院教育の充実

① 英語教育実践領域

「英語教育実践法と実習」などの科目を通じて、教育実習を重視した実践的な教育及びリカレント教育（※10）を実施する。

② 日本語教育実践領域

専門知識を身に付ける科目の提供のほか、国内外での教育実習を実施するなど、実践的な教育を実施する。

③ 発信力実践領域

メディア及びコミュニケーションに関する知識を身に付けさせるとともに、インタビュー、交渉、ディベート、通訳などの技法を修得させるなど、実践的な教育を実施する。

2 多様な学生の確保

（1）学生の確保

① 戦略的広報の展開

ア a 新型コロナウイルスの収束状況に応じ、対面又はオンラインでのオープンキャンパス、大学説明会等を開催し、教育理念やカリキュラムをはじめとする本学の特長、求める学生像等を明確に発信する。また、大学ウェブサイト、パンフレット等の内容の更新・充実や各種広告の掲出を行うほか、テレビ、新聞、雑誌等の各種メディアを通じたパブリシティ活動に積極的に取り組むとともに、必要に応じ各種媒体を有効活用した広報活動の展開を検討する。

b 本学に関心を持つ県内外の高校生を対象に、課題解決型学習を体験させる「グローバル・ワークショップ」を継続実施することで、本学の魅力を伝えるとともに、優秀な学生の確保を図る。

イ 大学公式Facebook ページやYouTube チャンネルと大学ウェブサイトを連動させるなどの複合的広報を展開し、相乗効果を狙う。また、新たに大学PR動画を制作し、YouTube において公開するほか、SNS等を通じて、県内高校生の確保を意識したターゲティング広告を展開する。

ウ オンラインを活用し、本学の卒業生や在学生が参加する大学説明会、在学生による出身校での説明会等を実施する。また、民間団体が企画するキャンパス体験プログラム、進路相談会等の各種イベントを活用し、高校生・受験生に本学の魅力を伝える。

② 入試改革

ア 他の国公立大学とは異なる日程で行う一般選抜試験や、多面的評価を行うグローバル・ワークショップ入試を始めとした多様な特別選抜試験を継続実施する。

イ Web 出願を継続実施する。

③ 県内出身入学者の拡大

- ア グローバル・セミナー入試を継続実施する。入学試験委員会での協議や県内高校の教員との意見交換などを踏まえながら、説明会・模擬授業・出前講座（以下「出張授業」という）の実施を通じて高校生に本学の魅力を伝える。また、グローバル・セミナー入試の定員拡大による効果、アドミッション・オフィサー制度についても更なる周知を図る。
- イ 高校での出張授業等の実施のほか、「大学コンソーシアムあきた」（※11）での高大連携授業の提供を通じて、高校1年生に対しても本学の特色・魅力を積極的に発信し、県内高校生の受験者及び入学者の増加につなげる。
- ウ グローバル・セミナー（※12）や出張授業等について広く伝えるほか、「大学コンソーシアムあきた」による高大連携授業の提供などを通じて、県内高校生が本学の学修内容を体験できる機会を提供する。
- エ 県内の全ての高校を訪問し、入試に関する情報提供や高校生の進路動向等の把握に努めるとともに、オンラインを活用した広報活動を行う。特に、本学への入学実績がある高校等については複数回訪問し、教員や高校生に本学の魅力をPRするほか、教員等と学生募集について協議も行いながら、県内高校生確保に向けて連携して取り組んでいく。
- オ 進路説明会、グローバル・セミナー、高校訪問等の機会を利用し、県内の高校生や高校教員に対して推薦入試等の特別選抜試験の方針を説明するほか、新たな入試制度の周知、志願者の増加を図る。また、アドミッション・オフィサー（※13）が、高校と連携し、引き続き学生募集活動を展開する。
- カ 県内出身者を対象にした入学金の優遇措置及び「わか杉奨学金」を継続して実施する。

④ 社会人等学生の受け入れ

- ア 企業からの派遣学生を受け入れるとともに、本学施設利用者や講演会参加者などに対して大学案内パンフレット等を積極的に配布することにより、科目等履修生（※14）及び聴講生（※15）制度を積極的に周知する。
- イ ウェブサイト等を活用し、科目等履修生及び聴講生制度を積極的に周知する。

☆ 数値目標

- ・一般選抜試験倍率：5倍以上
- ・県内出身入学者数：学部入学定員の2割以上

(2) 留学生の確保

① 本学の国際的認知度の向上

- ア 本学への交換留学、正規生入学及び短期留学プログラムへの参加を目指す海外の学生を主な対象と捉え、新カリキュラムを含めた本学の特長や魅力を分かりやすく伝えられるよう英語版ウェブサイトなどの広報媒体の内容充実に努める。
- イ a 米国をはじめ、アジア、オセアニア、ヨーロッパの国際交流関係者が数多く参加する国際会議等に本学教職員が参加し、ブースを出展するなどにより本学の取組を積極的に紹介するとともに、海外大学の国際交流・留学担当者

との人的ネットワークを拡大・深化させる。

- b 来学者向けに、本学の提携校や留学に関する情報をキャンパス内に掲示するほか、キャンパス外からもアクセスできるよう、ウェブサイトや学内情報管理システム（A T O M S）に情報を掲載し、本学の国際交流活動に関する情報発信を充実する。

② 既提携校との関係強化と提携校の戦略的拡大

- ア a 国際会議等への出席や、提携校との教職員交流研修の実施、相互の教職員訪問等を通じ、提携校との情報交換を密接かつ継続的に行うことにより関係の強化を図る。
- b 年2回の交換留学生の受け入れのほか、パートナーズプログラムなどの短期留学プログラムを実施し、積極的に留学生を受け入れる。
- c スーパーグローバル大学創成支援事業（S G U）（※16）の取組における学生及び教職員の交流を通じて、既提携校との連携を強化する。
- イ a 春・秋学期及び短期留学プログラムに非提携校枠を設け、提携校以外の学生であっても、日本語、日本研究学又はリベラルアーツに関心を持つ者から応募があれば、積極的に受け入れることとし、新規の提携校獲得の契機にする。
- b 教育及び研究の質が高い大学を世界各地から選定し、情報収集・分析を行うとともに、国際交流イベント等へ参加するなどして積極的に交流し、新たに2大学以上と提携する。また、200以上の提携校を維持しつつ、新カリキュラムを踏まえ既提携校が本学学生の学修ニーズに合致するかについて見直すとともに、協定継続に有効な取組等について検討する。

③ ア 日本研究科目及び東アジア関係科目を提供し、留学生の履修機会を確保する。

- イ a 文部科学省外国人留学生学習奨励費等の予約採用枠の申請を行い、入学予定者数に応じた適切な推薦枠の確保に努める。また、本学に割り当てられた推薦枠を満たし、学生の機会拡充に努める。
- b 本学にとって重要度の高い提携校に対し奨学金を優先的に配分することにより、同校からの学生派遣を奨励し、交流の活性化及び提携校との関係強化に努める。

④ 外国人留学生入試（4月入学・9月入学）を継続して実施する。

☆ 数値目標

- ・海外提携校数：200大学以上を維持

（3）大学院生の確保

- ① 本学のウェブサイトや Facebook、大学院のパンフレット等を通じた情報発信を行うほか、Facebook 広告を通年で掲出し、大学院への進学を検討している学生・社会人に向けて最適な広告配信を行う。また、テレビ、新聞、雑誌などの各種メディアへのパブリシティ活動も積極的・効果的に実施する。
- ② オンラインを活用しながら、全国の学生を対象とした大学院説明会・個別相談会を実施するほか、教員による個別相談等の広報活動を行う。

- ③ 県内英語教員に対する入学金免除制度、社会人学生の修学に配慮した土曜開講、長期履修制度（※17）等の措置を講じる。
- ④ 本学学部生に対し、大学院の学内説明会を実施する。

3 学生支援

(1) 学修の支援

- ① 図書館において、データベースを含め、本学の教育研究内容に密接に関連した図書及び資料を整備する。特に新カリキュラムに必要となる学術分野やテーマの図書の充実、洋書の参考図書の更新に努める。また、電子ジャーナルを含む定期刊行物とデータベースの3年毎の見直しの年度となっているため、図書館運営委員会において検討を行う。
- ② 言語異文化学修センター（LDIC）（※18）において、英語その他の外国語、数学、STEM科目（※19）教材、オンライン教材を充実させるなど、自律学修の環境を施設内と遠隔の双方で整備するほか、TOEFL®TESTその他の英語能力試験を実施し、より高い英語運用能力の修得を支援する。
- ③ 学修達成センター（AAC）（※20）において、大学院学生のティーチングアシスタント（TA）（※21）及び学部生のピアチューター（PT）（※22）を活用した英語論文指導などにより学生の英語能力の向上を図るほか、個別学修に対する支援を行う。また、その利用効果を学生及び教員に広く周知し、施設の利用を促進する。
- ④ アカデミック・キャリア支援センター（ACSC）（※23）において、大学院への進学希望者に対して、本学を含めた国内外の大学院の情報を提供するなど、進学支援を行う。
- ⑤ 入学前教育として、特別選抜試験の合格者を対象にした「スタートナウセミナー」を実施するほか、グローバル・セミナー入試で合格した県内高校生に対して、特に英語の学習法を中心とした入学前プログラムを実施する。
- ⑥ テーマ別ハウス群（※24）の活動に学生が主体的に関心を持って取り組めるよう、また、遠隔でも活動が継続するよう、運営の工夫と学修内容の充実を図る。また、「こまちハウス」の活動を維持・強化し、新入生の主体的な活動を支援する。

(2) 学生生活の支援

- ① 学生生活支援の充実
 - ア a 教職員間の連携を密にし、学生の心身の問題に対して迅速かつ適切に対応する。オンラインを活用しながら、保健室とカウンセリングルームによる個別相談、健康教育、心理教育、健康診断、インフルエンザ接種等の健康支援を引き続き行う。
 - b 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」の周知を徹底するとともに、ハラスメント相談等のきめ細かな対応により、ハラスメントの防止、排除等に努める。新たに行動規範（Code of Conduct）を制定し周知を図る。
 - イ a 留学時成績優秀者報奨奨学金、学修支援奨学金などの奨学金事業や本学独自の授業料減免等を適切に行うほか、昨年度に改定した長期支援奨学金及び緊急支援一時金の周知を図る。また、経済的に困窮している学生へのリー

チアウトを強化し、柔軟に運用することで、困窮している学生の経済的不安の軽減を図る。

- b 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）、民間団体等が実施する奨学金の情報を広く収集し、応募機会を速やかに学生へ案内する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生をはじめ、経済支援を必要とする学生が、機会を逃すことがないように適切な指導を行う。

ウ アンケート調査の実施、学生と教職員から構成される学生生活委員会における意見交換等により、学生の動向やニーズを的確に把握することに努め、キャンパス環境等の改善につなげる。また、快適な生活を提供するため、衛生的な環境の維持に努める。

エ ニューノーマルに適した学生寮及び学生宿舎の運用に努めつつ、入居希望を的確に把握し、入退去の管理を徹底することにより空室を減らす。また、空室については、期間限定の入居、短期プログラムの留学生の受入等により、効率的に利用する。

オ a アンケート調査と、学生代表や学生会とのミーティング等の対面コミュニケーションを組み合わせ、できる限り多くの学生の声を機動的に吸い上げることで、学生生活支援の質向上を図る。また、昨年度開設したオンラインカウンターを継続し、自宅等からオンラインで授業を受講する学生や短期留学生の要望の把握に努める。

- b 学生生活委員会、学生寮会議、学生宿舎会議、学生満足度調査、帰国留学生満足度調査の活用や、RAや学生会との定期ミーティング等を通じ、学生の意見や要望を機動的に吸い上げることで、学生生活支援の質向上を図るとともに、学生の自主性を尊重した支援体制の強化につなげる。

☆ 数値目標

- ・学生生活委員会の開催等 10回以上

② 課外活動支援の充実

ア a 大学祭やクラブ・サークル活動等の課外活動に対し、財政的な支援や企画運営への助言を行う。また、より円滑な会計処理ができるよう、課外活動に係わる会計運用ルールの見直しを検討する。

- b 学生の活動において地域住民と交流できる機会を設ける。また、新型コロナウイルスの感染防止に努めつつ、段階的な対面での課外活動の再開を進めるほか、状況に応じてスポーツ安全保険への加入義務化を検討し、クラブ・サークル活動の安心・安全な環境整備を図る。

イ a 県内の各自治体や地域の団体等が企画・実施する地域貢献・国際交流活動等の情報を、学内説明会や地域交流フェア等の機会のほか、学内掲示板や学生への一斉メール等のツールを有効活用して遅滞なく提供し、各種活動への学生の参加機会の拡大につなげる。また、これまでの参加・協力の実績を踏まえ、国際交流団体等が行う様々な事業や支援についても可能な限り情報収集し、学生へ提供する。

- b 国内外の移動制限が続く場合、オンラインでの国際会議、学会参加にもア

ンバサダー奨励金を適用できるよう、制度の改訂や柔軟な運用を検討する。これらの必要な調整を経たうえで、制度の周知を行い、学生が引き続き国際的な経験を積むことができるように促す。

(3) キャリア支援

- ① 初年次から「キャリアデザイン」(※25)を必修科目として導入し、早期段階からのキャリアの理解と就業意識の向上を図る。また、2年次(EAP(※26)を早期に修了した者は、1年次冬セメスター)から選択科目の「インターンシップ」(※27)を実施するよう学生に奨励し、現実の社会情勢や具体的な職業についての考察を促す。
- ② 先端産業企業や本学と緊密な企業、同窓会組織、本学卒業生等に対してキャリア支援のためのオンライン講師を依頼し、より具体的な職業イメージや勤労意識を学生に植え付ける。
- ③ オンラインを活用しながら、企業説明会、留学前ガイダンス、個別相談会、他大学との合同イベント等をできる限り多く実施する。また、内定者を積極的に活用し、就職活動中の学生を支援する。
- ④ ACS Cにおいて、大学院進学を学部の早い段階から視野に入れるよう、説明会を実施する。また、進学希望者には本学を含めた国内外の大学院の情報を提供するなど、進学支援を行う。
- ⑤ 県内企業説明会を実施するほか、オンラインでも可能なインターンシップの活動機会を提供し、学生と県内企業の接点を確保する。
- ⑥ 起業家による講義を継続開講するほか、課題解決型のインターンシップを通じて、学生に新規事業の創出や社内業務改革など具体的な事例を学ぶ機会を提供することで、実践的な知識を修得できるよう支援を行う。

☆ 数値目標

- ・就職希望者に占める就職者の割合：100%

4 研究の充実

(1) 国際教養教育に資する研究の推進

- ① 教育向上にかかる研究の推進
 - ア 学内研究費の適切な配分や適正な支出等に留意し、教員が多様な研究活動を行えるよう支援する。
 - イ 学長プロジェクト研究費や学長裁量経費の活用を検討しながら、教員の教育力の向上、調査研究活動、学外専門家の招聘等を推進する。
 - ウ 少子・高齢化や人口減少などわが国やアジア諸国でも今後急速に進行していく諸課題を、引き続きアジア地域研究連携機構(IASRC)(※28)が主要な研究テーマの一つとして取り上げ、調査・研究活動を推進していくとともに、本学における教育内容の向上にも反映されるよう努める。
 - エ 科学研究費に関する学内説明会や外部研究資金に関する情報提供を、オンラインを活用しながら効率的に実施するほか、外部で開催される研修会に教職員を参加させるなどの取組のもと、教員による競争的資金や受託事業の獲得を支

援し、研究内容の充実・拡充を図る。

オ 本学の紀要を大学ウェブサイト（日本語版、英語版双方）に引き続き掲出するほか、J-STAGE（電子ジャーナルの無料公開システム）へ紀要を登載し、教員の研究内容や成果等を国内外に広く情報発信する。また、様々な機会を捉えて研究成果等を発表・公開できるような場を設けるよう努める。

② ファカルティ・ディベロップメント（FD）（※29）活動を計画的に実施する。

（2）学術交流の推進

① 本学の教員の研究成果の発信や他大学等の研究者との交流機会を創出するため、オンラインを活用しながら国内外から研究者を招いたシンポジウムや研究会等を開催する。

② 提携校をはじめとした海外大学との協働によるPBLの開講、海外大学への本学教員の派遣、海外大学や国際機関からの本学教員の招聘などにより、学術交流及び共同研究を推進する。

II 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 学校教育への支援

（1）児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援

① 連携協定を締結している県内自治体や各教育委員会等からの要請なども踏まえ、小・中学校及び高校における英語の授業や英語による各種活動に、オンラインを活用しながら本学の留学生や教員を派遣し、コミュニケーション能力の養成や異文化理解の向上に引き続き協力する。

② 県内高校に教職員を講師として派遣し出前講座を実施するほか、グローバル・セミナーでの英語による模擬授業など、高校生を対象とした英語力向上のための各種セミナー等を実施する。

③ 秋田南高校等に対し、英語によるコミュニケーション能力の向上につながる支援を継続的に行う。

④ 「英語で英語を学ぶ」プログラムとして本学が開発した「イングリッシュビレッジ」をオンライン版も含めて開催し、県内外の小・中・高校生の英語によるコミュニケーション能力の向上に貢献する。また、昨年度立ち上げた小学生向けのオンライン異文化理解教育プログラムを引き続き実施する。

☆ 数値目標

・留学生等と小・中学校等との交流回数：200回

（2）英語担当教員の指導力向上への支援

① 県内自治体からの要請に基づき、小・中学校及び高校の英語担当教員向け授業研究会などの研修事業等に本学教員を講師として派遣し、指導力の向上等に引き続き協力する。

② 小・中学校及び高校の英語担当教員の指導力向上に貢献するため、秋田県教育委員会の意向も踏まえ、引き続き「ティーチャーズセミナー」を実施するとともに、米国大使館の支援・共催による英語指導法セミナー等を、オンラインを活用しながら

ら全国規模で開催する。

2 国際化の推進

(1) 県民と留学生等との交流の推進

- ① 交流協定を締結している市町村との交流活動を中心に、引き続きオンラインを活用した新たな交流の在り方について協議し、活動を推進する。
- ② オンラインを活用しながら、県内各地における様々なイベント等へ留学生等を派遣することにより、地域の活性化や国際化に貢献するとともに、本学の取組に対する県民の理解促進につなげる。

(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進

- ① 学生と県内企業とが協働で課題解決等に取り組む場を提供するほか、様々な団体等との連携を推進する。
- ② 国内外の研究者や研究機関等と連携し、多様なテーマのもと調査研究活動を行うことにより、アジア地域をはじめとする様々な地域との交流や学際的連携を拡大する。また、国内外から研究者を招聘又は研究員として受け入れることにより、学術交流を促進する。
- ③ 海外との交流拡大に必要な人材の確保を支援するため、社会人を I A S R C の研究員として受け入れ、調査活動の実施等を通じて育成する。

3 地域社会への貢献

(1) 多様な学習機会の提供

- ① 本学が開催する公開講座・公開授業、特別講演会、ワークショップ等について効果的な情報発信を行い、多くの県民の参加が得られるよう努める。また、県内の教育機関・自治体などからの要請に基づき、本学教職員を講師や委員として派遣することにより、本学の人的資源を効率的に活用した地域貢献を促進する。
- ② 秋田県の新型コロナウイルス感染警戒レベルや、本学が定める新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針（BCP）の段階を踏まえ、現在一般利用を制限している図書館及びLDICの再開について判断する。
- ③ 「大学コンソーシアムあきた」及び県内国公立4大学（秋田、秋田県立、秋田公立美術及び本学）の連携協定に基づく取組に引き続き参画し、県民の期待に沿う企画の実施等に協力する。

☆ 数値目標

・公開講座等開催回数：10回以上／年

(2) 社会人の能力開発

- ① 社会人入試（1回）を実施し、社会人を学生として受け入れる。
- ② 県内企業等からの要請等に基づき、当該企業の社員を主に I A S R C の研究員又は研修員等として受け入れ、社会人としての能力・キャリア開発等に協力する。

(3) 地域活性化への支援

- ① 人口減少社会における少子・高齢化の進行や人材不足、地域経済の停滞など、本県が直面している諸課題を見据えた調査研究や、地域の様々な観光資源等を活用した振興策の研究・提言について、IASRCが中心となり、引き続き取り組む。
- ② 県内自治体等からの要請に基づき、観光地のモニターツアーなど地域の活性化や課題解決に向けた取組に、引き続き、留学生や日本人学生を派遣し、支援を行う。

(4) 国内外への情報発信

同窓会とのつながりをもつ学生団体「パイプ委員会」等への協力を通じて、同窓生と在校生の関係強化を支援する。また、本学でのプログラムを修了し帰国した交換留学生に対して、Facebook を通じてネットワーク化を推進するとともに、本学や秋田県の情報を発信する。

III 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(1) 組織運営

- ① 大学経営会議、教育研究会議をそれぞれ 10 回程度開催し、的確かつ迅速に大学の意思決定を行う。なお、大学経営会議委員の変更に応じて各担当業務等の見直しを検討する。
- ② 大学経営会議、外部評価委員会及びトップ諮問会議の委員について、引き続き世界の高等教育に関して高い見識を持つ外国人を起用する。
- ③ ア 県内外の有識者で構成されるトップ諮問会議について、適切な時期に委員を訪問又は招聘し、大学運営に対する助言や提言を求めることとし、会議の機動的・効率的な運営に努める。
イ 学生生活委員会を定期的に開催し、大学の意向を直接学生に伝える場として有効に活用する。
ウ 学生会との定期的なミーティングを通じ、学生の要望の把握に努めるとともに、適宜、大学と学生との意見交換の場を設けるなど双方向のコミュニケーションを図る。
エ 状況によってオンラインを活用しながら、保護者の会役員会、懇談会等を開催し、大学の運営方針や学生対応等について保護者に対し理解を求めるとともに、意見を聴取し、大学運営への反映を検討する。
オ 学部生、大学院生及び短期留学生から学生生活に関する満足度調査を実施し、その結果を大学運営に反映させる。
- ④ スーパーグローバル大学創成支援事業推進会議を定期的に開催し、同事業の適切な進行管理を行うほか、関係教職員間での意見交換・情報共有を行うことにより、事業を着実に推進する。

(2) 大学運営の改善

- ① 自己点検・評価や県地方独立行政法人評価委員会による評価結果に加え、第3期機関別認証評価の結果を学内で共有し、付された提言等に基づいて業務内容や組織の改善を図る。
- ② これまで米国大学のベンチマーキング対象校で実施した学生支援サービスに関

- する調査・意見交換をもとに、特に問題を抱える学生への支援機能の強化を図る。
- ③ 授業に対する評価、学生満足度調査その他の学生による評価、調査等を実施し、その結果を大学運営の改善に反映する。

(3) 人事管理

- ① 教職員募集については、引き続き国内外からの公募により実施する。次期中期計画期間の人員人件費管理と教職員採用についての議論を進める。
- ② 大学独自の評価制度に基づく教職員の年俸制を維持するとともに、教員については任期制及びテニユア制（※30）を維持する。
- ③ FD活動を計画的に実施するほか、教員の参加するミーティング等を通じて、引き続きサバティカル制度（※31）等の周知に務める。
- ④ 海外からの教員招聘及び本学からの派遣、国際協働PBLの実施を通じ交流を促進する。また、新型コロナウイルス感染症の収束後、ヨーロッパ地域の提携校と共同申請した教職員交換用補助金を活用して、教職員交換の計画及び実施を推進する。
- ⑤ 教職員に共通する課題の克服や、求められる知識及び技能の習得に係るスタッフ・ディベロップメント（SD）（※32）の企画・実施、その他必要な取組を計画的に実施する。また、外部団体等が行う各種研修の情報収集と教職員への積極的な提供により、研修への参加を促進するほか、大学主体で必要なテーマに則した研修を立案し実施する。更に、ジョブ・ローテーションを適宜実施する。

2 財務内容の改善

(1) 財政基盤の強化

- ① PFI方式（※33）による新学生宿舎や大規模改修後のこまち寮を含め、今後の学内宿舎全体の入居率等を分析し、引き続き、自己財源となる家賃等の適正化を図る。
- ② 外部資金の確保
- ア 科学研究費に関する学内説明会や外部研究資金に関する情報提供を、オンラインを活用しながら効率的に実施するほか、学外で開催される研修会に教職員を参加させるなどにより、教員の競争的資金や受託事業の獲得を支援し、研究の充実・拡充を図る。
- イ 奨学寄附金、開学20周年記念事業寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金及びさくら並木基金寄附金について、広く企業、保護者、卒業生、在学生等に働きかける。

(2) 経費の節減

- ① 業務内容や事務手続の点検・見直しによりトータルコストの縮減を図るとともに、外部委託により費用対効果の向上が見込まれる業務については積極的に委託化を推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変化という視点からも、積極的に経費節減を検討する。
- ② 機器更新の際には積極的に省エネルギー機器を導入するほか、新たな削減方法を検討する。また、教職員に対し、省エネルギー啓発を積極的に行い、光熱水費の

削減に努めるほか、低コスト印刷機を優先的に使用するなど、経費削減に取り組む。

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

- ① 大学の自己点検・評価と県地方独立行政法人評価委員会による評価を、整合性を持って実施し、本学の教育・研究活動及び組織運営について合理的・効率的な検証を行う。加えて、第3期機関別認証評価を受審するとともに、次年度受審を予定している専門職大学院認証評価に向けた自己点検・評価を実施する。
- ② これまで米国大学のベンチマーキング対象校で実施した学生支援サービスに関する調査・意見交換をもとに、特に問題を抱える学生への支援機能の強化を図る。また、スーパーグローバル大学創成支援事業について、昨年度実施された文部科学省による中間評価結果を学内で共有し、事業の更なる推進に活かす。

(2) 情報公開

- ① 大学のウェブサイトや広報物により、大学運営に関する計画、学生の確保に関する情報、財政状況、教育研究活動、県地方独立行政法人評価委員会、認証評価機関(※34)等による各評価結果その他の大学に関する情報を適切に公開する。
- ② 本学の地域貢献活動等について、ウェブサイト、各種広報物に加え、昨年度制作した動画を活用した情報発信、及びマスメディアへの情報提供等を積極的に行う。

4 その他業務運営に関する事項

(1) 安全等管理体制の充実

- ① ア リスクマネジメント実施要綱に基づいた各種リスクの点検・評価等に係る一連の取組を継続し、学内の危機管理に対する意識の向上を図る。
イ 留学中及び留学予定の本学学生の安全を確保するため、提携大学及び学生との連絡を密に行うとともに、学生の危機管理意識の向上を図るため、留学前の教育・指導を強化する。また、最新の危機管理情報を学生に提供するため、外務省や危機管理会社を通じて収集した情報の周知徹底に努める。
- ② ア 定期健診、ストレスチェック、インフルエンザ予防接種を実施するほか、新型コロナウイルス感染防止のための行動制限の設定、予防活動の周知等を行う。
イ 学内における新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、学長を本部長とする緊急対策本部会議を定期的で開催し全学的な対応を行う。また、感染状況を常に注視しながら、適宜「感染拡大防止ガイドライン」を見直すなど、機動的かつ柔軟な対応を講じるとともに、学生及び教職員への同ガイドラインの周知・遵守徹底に努める。

(2) 教育研究環境の整備

- ① ア 施設整備や維持管理を適切かつ効果的に行うとともに、施設管理計画(行動計画)や施設毎の個別施設計画に基づき、施設・設備の修繕・更新を計画的に行う。
イ PFIによる新学生宿舎整備について、事業の監視や事業者との連携により、次年度からの使用開始に向けて、施設整備業務の進捗を図るとともに、こ

まち寮の大規模修繕について、完了した実施設計に基づき、工事費に係る県との調整や発注準備を進める。また、管理棟の建替えなど老朽化施設の改修に係る県との協議を進め、今後のキャンパス整備に向けたランドデザインを検討する。

- ② ア 学内のICT関連システムの更新時期を整理するとともに、システムの利用状況等を分析し、機能向上や業務効率化の視点を加えて計画的に更新を進める。
- イ オンライン授業・会議やテレワークなど、コロナ禍に対応できる体制の構築を目指し、現状の課題把握、取り組むべきアクションなどについて、教職員が広く認識を共有できる環境づくりを推進し、業務のデジタル化を推進する。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

- ① サーバ室及び管理棟について、入退室ログの定期的な点検を実施する。
- ② 教職員を対象に情報セキュリティ研修を年1回以上実施する。
- ③ 情報システムについて、システムによる常時監視のほか、月1回程度の定期的な総括点検を実施する。

(4) コンプライアンスの徹底

- ① SD活動、FD活動などの機会を活用して、法令等の改正内容の周知、法令遵守の徹底に努める。また、女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定が令和4年度から義務化されることに伴い、取組内容を検討・決定したうえで行動計画を策定する。
- ② 新入生オリエンテーション等の学生が集まる機会を活用し、飲酒、薬物使用等に関する法令遵守の徹底やハラスメントの防止ガイドライン等の周知を図る。学内外におけるマナーについては、学生自らが改善に努めるよう意識付けを行う。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,053
自己収入	937
授業料等収入	720
その他収入	217
受託研究等収入	17
文部科学省等補助金収入	90
施設費補助金収入	0
積立金繰入	137
計	2,234
支出	
教育研究経費	446
人件費	1,312
一般管理費	447
受託研究等経費	17
資産整備費	12
計	2,234

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,272
教育研究経費	446
受託研究等経費	17
人件費	1,312
一般管理費	447
減価償却費	50
収益の部	2,135
運営費交付金収益	1,041
授業料等収益	720
受託研究等収益	17
補助金等収益	90
寄附金収益	40
資産見返負債戻入	50
雑益	177
純利益	-137
積立金取崩額	137
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,234
業務活動による支出	2,222
投資活動による支出	12
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,234
業務活動による収入	2,234
運営費交付金収入	1,053
授業料等収入	720
受託研究等収入	17
寄附金収入	40
補助金等収入	90
積立金繰入	137
その他収入	177
投資活動による収入	0
施設費補助金収入	0
積立金繰入	0
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	0

V 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受け入れの遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円とする。

VI 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

剰余金については、「剰余金の使途の取扱いに関する覚書」に基づき使途計画を策定し、教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善を図るための経費に充てる。

VIII 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金については、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

【語句の説明】

※	語句	説明
1	CLA+	CLA+は、Collegiate Learning Assessmentの略。大学における学修達成度を測定するための標準テストの一つ。入学時と卒業時にテストを実施し、問題解決能力、批判的読解力、文章作成能力の変化により学修達成度を測定するもので、米国を中心に実施されているため海外の大学生と学修達成度の比較ができる。また、その結果は、大学の学修・教育内容の改善にも活用される。
2	教学調査	学生が初年次から卒業・修了時までの段階的なカリキュラムにおいて獲得した学修成果、アクティブ・ラーニングや授業内外の自主学修の実態、さらにアカデミック・アドバイジング・システム（学生のアカデミックな関心を刺激するとともに、各種ハードルを乗り越える支援として、学生一人ひとりに専任教員を割り当て、学業に関する様々な問題に対して、相談し、アドバイスを受けられる制度。）の有用性など、本学が掲げる教育目標やディプロマ・ポリシーの達成度を多角的な視点で確認することを目的に実施する調査。2016年度後期から国際教養学部、専門職大学院ともに春又は夏に卒業・修了を控えた学生・大学院生を対象として実施している。
3	ルーブリック	評価指標。一般的には縦軸に評価項目、横軸に評価基準を示し、学修達成度など測定しにくいものをできるだけ客観的に評価するために作成される。
4	BEVI	BEVIは、The Beliefs, Events, and Values Inventoryの略。自己の経験や価値観等に関する質問への回答を統合的に分析することで、留学の効果測定に用いられる。
5	理系の汎用的な学術基礎教育	数学の基礎や理系科目の基礎、モノ作り入門など、自然科学分野の専門的な内容を理解するために必要な基礎的な知識を身に付けるための教育。
6	反転授業	従来の授業と宿題の役割を「反転」させた教育方法のこと。授業時間外にデジタル教材等により知識の修得を済ませた上で、授業時間は、既に修得した知識について教員に質問したりディスカッションを行ったりする。
7	ICT	ICTは、Information & Communications Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。
8	課題解決型学習（PBL）	PBLは、Project-Based Learningの略。実社会に存在する具体的な課題の解決に向かって主体的に学習を進めることで、課題解決能力やプレゼンテーション能力、論理的思考能力などの実践的な能力を身に付けることを目指す教育手法。本学では平成24年度からPBL科目を開講している。

9	パートナーズプログラム	スーパーグローバル大学創成支援事業(※14)の取組の一つ。本学教員と海外トップレベル提携大学の教員が日本研究プログラム等を共同開発し、その上で、それらの提携大学で日本研究を専攻している学生を本学がグループとして受け入れる2～6週間のプログラム。
10	リカレント教育	「リカレント」は循環や回帰という意味。青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇などの他の諸活動と交互に行う形で分散させるものであり、いわゆる正規の教育制度とあらゆる種類の成人教育施策を統合する教育システムの確立を目指す理念。
11	大学コンソーシアムあきた	「大学コンソーシアム」は、高等教育機関が連携・交流することにより、それぞれの教育・研究機能の強化を図り、その成果を地域社会に還元し、地域の発展に貢献することを目的とした組織。本学が加盟している「大学コンソーシアムあきた」には現在、14の高等教育機関が加盟している。
12	グローバル・セミナー	本学の教職員が世界の諸問題に関する講義を提供する秋田県内の高校2・3年生向けのセミナー。参加者は、多様な文化や言語、歴史や社会、国際関係など幅広い知識を得ると同時に、留学生を含む学生との交流や学内の図書館や宿泊施設の利用により、本学のキャンパスライフを体験することができる。
13	アドミッション・オフィサー	優秀な県内出身学生を確保するため、本学の「求める学生像」に合致し、かつ大学の理念や教育を含む本学の特徴を深く理解、共鳴する県内高校生を対象に、本学への入学を勧奨する活動を行なう入試担当者。なお、対象となった学生は、既存の特別選抜試験又は一般選抜試験を受験し、本学への入学を目指す。
14	科目等履修生	特定の授業科目を履修する者。履修期間は1年以内。
15	聴講生	特定の授業科目を聴講する者。聴講期間は1年以内。単位は修得できない。

16	スーパーグローバル大学創成支援事業	<p>世界レベルの教育研究を行うトップ大学や、先導的試行に挑戦し我が国の大学の国際化を牽引する大学など、徹底した国際化と大学改革を断行する大学を重点支援することにより、我が国の高等教育の国際競争力を強化することを目的とした文部科学省の事業。本学を含め、全国で37大学が採択されている。</p> <p>【本学における取組】</p> <p>構想名：日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 24時間リベラルアーツ教育の推進 2. 世界標準カリキュラムの充実 3. 日本の英語教育を改革 4. 国際ベンチマーキング（類似した取組を実施している大学と相互比較を行うことで、強みと弱みを検証し、大学運営の改善につなげるもの）の実施
17	長期履修制度	<p>本学専門職大学院では、受講者の多様性とリカレント教育の必要性に鑑み、柔軟な学修計画の設定を可能とするため、標準型（2年）に加えて長期履修型（2年を超えて4年以内）の学修期間を設定している。</p>
18	言語異文化学修センター（LDIC）	<p>LDICは、Language Development and Intercultural Studies Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。学生が専門教員のアドバイスを受けながら、パソコン、DVDなどを活用し、個々の能力に応じた学修計画によって自主的に語学を学ぶことができる。</p>
19	STEM科目	<p>STEMは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の頭文字を取ったもの。</p>
20	学修達成センター（AAC）	<p>AACは、Academic Achievement Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。学生が学業に際して、困難を抱えた場合や、より高いレベルの目標を目指す場合に、訓練を受けた大学院生や学部生がニーズに応じて指導を行うなど、個別に学生を支援する。</p>
21	ティーチングアシスタント（TA）	<p>TAは、Teaching Assistantの略。優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院生にトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当での支給により、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的とした制度。</p>

22	ピアチューター (P A)	「ピア」とは同僚・友人・仲間、「チューター」とは家庭教師・個人指導教師・講師という意味。研修又はチューターリング科目を修了した学生がチューターとなり、英語基礎、数学、日本語科目 (留学生対象) などの科目について個別学修指導を行う。
23	アカデミック・キャリア支援センター (A C S C)	A C S Cは、Academic Career Support Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。大学院進学を検討、予定している学部学生に対し、進学相談、ワークショップ、特別講演などを通じて、分野・地域横断的な支援を行い、国内外の人文・社会科学系を中心とした大学院及び専門職大学院への進学をサポートする。
24	テーマ別ハウス群	学生の約9割がキャンパス内に居住している本学の特性を活かし、日本文化や日本語、フィットネス (健康科学) など、テーマ毎の宿舎において学生たちが主体的に学習する取組。
25	キャリアデザイン	学生に自らの人生設計、目標設定、就職活動の心構え、働くことの意義、国内外の雇用情勢などについて理解させることを目的とした科目であり、全学生に必修としている。
26	E A P	E A Pは、English for Academic Purposesの略。英語で行われる講義を聴き理解するとともに、英語で自らの考えを述べ、論文をまとめるなど「英語で学ぶ」ための英語力を養成する本学独自の英語集中プログラム。
27	インターンシップ	学生が在学中に企業、官公庁、N G O等での実務経験を通して社会や自己の現状を認識し、将来のキャリア形成や職業選択に役立つ制度。単位認定に必要な時間数は、原則80時間以上で、選択科目として単位認定している。
28	アジア地域研究連携機構 (I A S R C)	I A S R Cは、Institute for Asian Studies and Regional Collaborationの略。秋田を含むアジア地域に関する調査研究を行い、秋田の直面する課題や解決策をグローバルな視点で分析し、研究成果を秋田に還元することを目的とした学内組織。
29	ファカルティ・ディベロップメント (F D)	F Dは、Faculty Developmentの略。大学教員 (Faculty Member) が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。取組は極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業視察、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会など。
30	テニユア制	契約継続期限年齢又は定年を有する長期の雇用契約制度をいう。

31	サバティカル制度	本学の専任教員の教育研究等の能力の向上を目的として、研究を除く教育、学務、国際・地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度。テニユア契約の教員で、専任教員として7年以上本学に勤務していることが申請要件となる。
32	スタッフ・ディベロップメント（SD）	SDは、Staff Developmentの略。職員（役員、教員、事務職員及び専門職員）を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質及び能力向上のための組織的な取組。
33	PFI方式	PFIは、Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う方法。
34	認証評価機関	学校教育法第110条第2項の規定により文部科学大臣が認証した機関であり、国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校は、その総合的な状況や専門職大学院について、定期的にこの認証評価機関による評価を受けることになっている。認証評価機関には、公益財団法人大学基準協会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構などがある。本学は平成27年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審した。